

市バス・地下鉄

# 安全報告書



平成24年7月  
名古屋市交通局

## 目 次

1	安全報告書の公表にあたって	1
2	輸送の安全の確保に関する基本的な方針等	2
2-1	安全方針	2
2-2	輸送の安全に関する目標	2
2-3	安全重点施策	2
3	安全管理の体制と方法	3
3-1	安全管理の体制	3
3-2	安全管理の方法	4
4	市バス事業	5
	<u>【輸送の安全に関する目標の見直しについて】</u>	5
4-1	輸送の安全に関する目標	6
4-1-1	平成23年度の目標と実績	6
4-1-2	平成24年度の目標	6
4-2	安全性向上のための取組み	7
4-3	自動車事故報告規則第2条に規定する事故等の件数	11
	<u>【行政処分について】</u>	12
5	地下鉄事業	13
5-1	輸送の安全に関する目標	13
5-1-1	平成23年度の目標と実績	13
5-1-2	平成24年度の目標	13
5-2	安全性向上のための取組み	14
5-3	中部運輸局へ届け出た事故等について	17
6	輸送の安全に関する内部監査	18
7	お客さま・地域の皆さまとの連携	19
7-1	お客さまの声	19
7-2	地域の皆さまとの連携	19
7-3	交通局からご利用の皆さまへのお願い	20
	《巻末資料》	
資料1	平成23年度、平成24年度の安全重点施策及び計画	22
資料2	平成23年度 研修実績	29

## 1 安全報告書の公表にあたって

日ごろから、市バス・地下鉄をご利用いただきまして誠にありがとうございます。

市バスは現在163系統754kmの路線を運行し、1日当たり約31万人のお客さまにご利用いただいております。また、地下鉄は現在6路線93kmを運行し、1日当たり約115万人のお客さまにご利用いただいております。

平成24年8月には市営交通事業90周年を迎えます。これもひとえに市民・利用者の皆さまのおかげと心より感謝申し上げます。

交通局では、安心・安全な輸送サービスを提供することが交通事業者にとって最大の使命であることを、全職員が深く認識し、日々の業務に取り組んでいます。

そのような中、平成23年度には、市バス事業における不適正な事故処理をはじめとした多くの不祥事が発生し、市民・利用者の皆さまの信頼を大きく裏切ることとなってしまいました。この場を借りて深くお詫び申し上げます。

皆さまの信頼を取り戻すべく、法令遵守はもちろんのこととして、ルールや手順を厳守し、職員が一丸となって安心・安全な輸送サービスの提供に努めてまいります。

平成23年度には、利用者の皆さまがより安心して駅ホームをご利用いただけるよう、桜通線全駅に可動式ホーム柵を設置し供用を開始しました。平成27年度までに東山線への展開を目指し、今後整備を進めて参ります。また、ICカード・マナカの更なる利便性向上を図るため、平成24年4月から東海旅客鉄道株式会社（JR東海）のICカード・TOICAとの相互利用サービスを開始しました。

今後も安全性や利便性の向上を図るため、さまざまな施策に取り組んでいきます。

この安全報告書は、道路運送法第29条の3及び旅客自動車運送事業運輸規則第47条の7、鉄道事業法第19条の4及び同法施行規則第36条の9に基づき、名古屋市交通局の市バス・地下鉄事業における輸送の安全確保のための取組みなどの状況をまとめたものです。

安全確保に向けた取組みをより確かなものにするため、皆さまのご意見をお寄せいただければ幸いです。

名古屋市交通局長

三芳 研二

## 2 輸送の安全の確保に関する基本的な方針等

### 2-1 安全方針

交通局では次のように安全方針を制定し、全職員が常に安全最優先の意識を徹底するよう促し、安全確保の取組みを推進しています。

#### 名古屋市交通局安全方針

私たちは、お客様への安全な輸送の提供が最大の使命であることを深く認識し、職員一丸となって、どなたにも安心してご利用いただける“安心・安全な市バス・地下鉄”をめざします。

- 1 安全最優先を徹底します
- 2 法令・規則等のルール、手順を確実に守ります
- 3 安全を守るための取組みを絶えず見直し改善します

平成24年4月2日

名古屋市交通局長 三芳 研二

### 2-2 輸送の安全に関する目標

市バス事業、地下鉄事業それぞれで輸送の安全に関する目標を定め、輸送の安全性向上に取り組んでいます。詳しくは「4 市バス事業」「5 地下鉄事業」をご覧ください。

### 2-3 安全重点施策

市バス事業、地下鉄事業共通で次の安全重点施策を定めています。平成24年度も引き続き同じ施策に基づき、輸送の安全性向上に取り組んでいます。

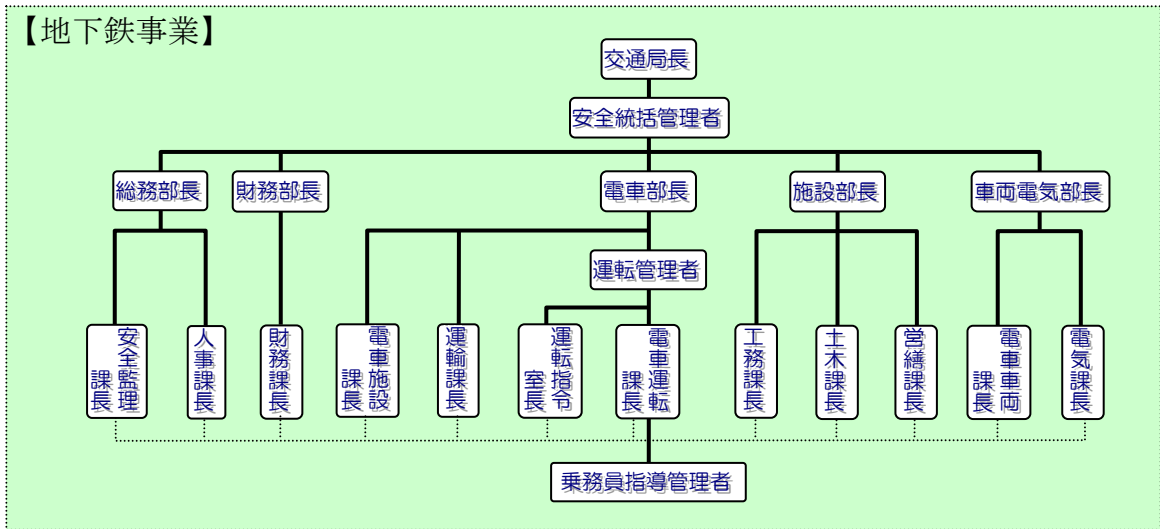
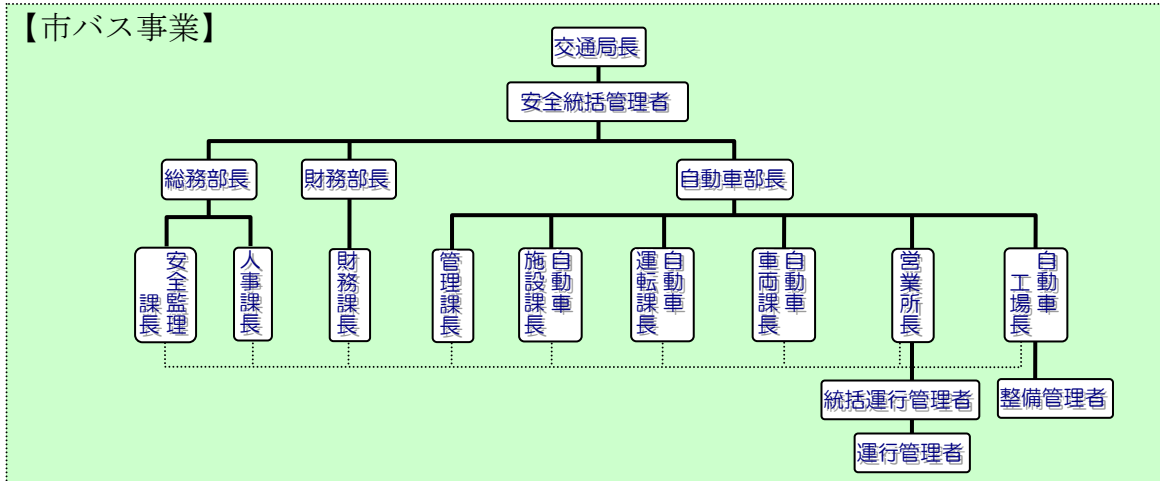
- 1 安全最優先意識の徹底及び関係法令・規則等の遵守
- 2 安全対策設備等の積極的かつ効率的な整備
- 3 安全に関する取組みの継続的改善
- 4 安全に関する情報の的確・迅速な伝達及び共有
- 5 安全に関する効果的な教育・訓練の実施

それぞれの事業の具体的な計画については、巻末資料1をご覧ください。

3 安全管理の体制と方法

3-1 安全管理の体制

「自動車安全管理規程」及び「高速電車安全管理規程」を制定し、各管理者等の役割を明確にして、以下のような組織体制のもと安全性向上に取り組んでいます。



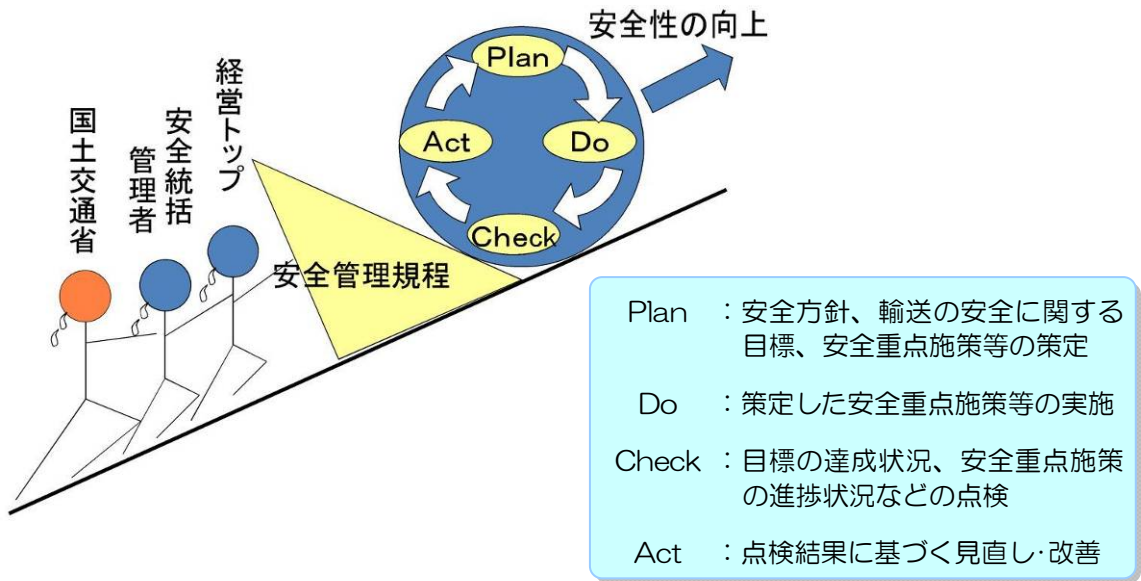
【管理者等の役割】

【交通局長】	
市バス・地下鉄事業の輸送の安全の確保に関する最終的な責任を負う	
市バス事業	<b>【安全統括管理者（自動車部長 林 光紀）】</b> 市バス事業の輸送の安全の確保に関する業務を統括する
	<b>【統括運行管理者】</b> 営業所長の指揮のもと、運行管理に関する事項を統括する
	<b>【運行管理者】</b> 営業所長及び統括運行管理者の指揮のもと、運行管理に関する事項を処理する
	<b>【整備管理者】</b> 自動車工場長の指揮のもと、車両の保守及び整備に関する事項を処理する
地下鉄事業	<b>【安全統括管理者（次長 鬼頭 和男）】</b> 地下鉄事業の輸送の安全の確保に関する業務を統括する
	<b>【運転管理者】</b> 安全統括管理者を補佐し、運転に関する業務を統括する
	<b>【乗務員指導管理者（運転区長）】</b> 運転管理者の指揮のもと、運転士及び車掌の適性、知識及び技能の保持に関する業務を管理する

3 安全管理の体制と方法

3-2 安全管理の方法

安全性向上のための各種取組みは、P D C Aサイクルに基づいて進めています。



○安全管理に関する会議

安全に関する取組みの継続的な改善のため以下のような会議を開催しています。

【事故総合対策検討委員会】

交通局長を委員長とし、事故等の防止対策や、安全確保の取組みの推進について審議しています。



事故総合対策検討委員会

【事故等調査検討部会(市バス、地下鉄)】

それぞれの安全統括管理者を部会長とし、市バス、地下鉄の事故等について専門的な事項を審議しています。

○幹部職員と現場職員の

コミュニケーション

年間を通し、交通局長、安全統括管理者等が各現場を巡視し、現場職員と意見交換を行うなど、活発なコミュニケーションを図っています。



局長職場巡回

○ヒヤリ・ハット情報の収集と活用

重大事故の未然防止のため、ヒヤリ・ハット情報を積極的に収集し、活用を図っています。



ヒヤリ・ハット会議での分析  
(地下鉄技術部門)



ヒヤリ・ハット体験カード  
(地下鉄運輸・運転部門)



ヒヤリ・ハットマップでの情報共有  
(市バス部門)



4 市バス事業

【輸送の安全に関する目標の見直しについて】

平成23年度中に、市バス事業において不適正な事故処理が行われていたことが明らかとなりました。（詳細については、平成24年2月公表の「[市民・利用者の皆さまの信頼を回復するために（市バスの不適正な事故処理等に関する報告書）](#)」をご覧ください。）

交通局では、本来すべての事故の削減を図るべきところを、人身事故における負傷の程度や物損事故における損害の程度に応じ、「様式1の事故」と「様式2の事故」として区分し、「様式1の有責事故」を対象に「輸送の安全に関する目標」（以下「目標」）の目標値の設定を行い、事故削減対象としてきました。そのため、「様式1の事故」について、目標の対象とならない「様式2の事故」などとして処理をしていた事例がありました。

今後、不適正な事故処理を再発させないために従来の事故区分を見直し、平成24年1月以降は、負傷や損害の程度に関わらず「交通事故」「構内事故」として区分したうえで、すべての有責事故を対象に目標値の設定を行い、再発防止を図るとともに、事故の削減に取り組んでいます。

<従来の事故区分>

区分	内容		目標値の設定対象
様式1の事故	人身事故	関係者が負傷し、医療機関で受診した事故	○
	物損事故	交通局と事故の相手方との間で、支払いが発生した事故、又は、交通局と事故の相手方との間で支払いがなくても、双方の損害額の合計が10万円以上の事故	○
様式2の事故	人身事故	負傷の程度に至らず、受診しない事故（診断書がない場合等）で関係者が明らかなもの	×
	物損事故	交通局と事故の相手方との間で支払いがなく、双方の損害額の合計が10万円未満の事故	×

<新しい事故区分>

区分	内容		目標値の設定対象
交通事故 (道路上の事故)	人身事故	関係者の負傷の有無、程度にかかわらず、道路上における人身事故のすべて	○
	物損事故	物の損壊の程度にかかわらず、道路上における物損事故のすべて	○
構内事故 (道路外の事故)	人身事故	関係者の負傷の有無、程度にかかわらず、営業所構内等、道路外における人身事故のすべて	○
	物損事故	物の損壊の程度にかかわらず、営業所構内等、道路外における物損事故のすべて	○

4 市バス事業

4-1 輸送の安全に関する目標

4-1-1 平成23年度の目標と実績

平成23年度に定めた輸送の安全に関する目標と実績は次のとおりです。

輸送の安全に関する目標	目標値	実績
有責事故件数及び車両故障件数について、更なる削減に取り組む	<有責事故件数> _____※1	<有責事故件数> 交通事故 657件※2 構内事故 202件※2
	<車両故障件数> 34件 平成22年度36件の5%減	<車両故障件数> 60件※3 前年度比+24件(約67%増)

※1 平成23年度の有責事故件数については、平成22年度の有責事故件数から5%削減することとしていましたが、「様式1の事故」「様式2の事故」という区分に基づき様式1の事故のみを対象とした目標値の設定が不適切であったことから、すべての有責事故を1件でも減らすよう取り組みました。

※2 平成23年度の交通事故、構内事故件数については、平成23年4月～12月までの旧区分の実績を現行区分に置き換えた件数と、平成24年1月～3月までの現行区分による件数を合算したものです。

※3 車両故障件数60件は、自動車事故報告規則第2条第11号に該当する61件のうち、飛石によるガラス破損の事故により運行ができなくなった1件を除いたものです。

車両故障件数は目標値34件に対し60件の発生となり、目標の達成に至りませんでした。引き続き故障の原因究明や再発防止を徹底し、目標の達成に努めてまいります。

4-1-2 平成24年度の目標

平成24年度は、当局責任による交通事故および構内事故件数を平成23年度から10%減、車両故障件数についても平成23年度の10%減を目標値としました。

今後も安全重点施策及び計画を着実に実施するとともに、徹底した事故原因の究明、分析により効果的な再発防止策を講じ、有責事故の削減に取り組むとともに、定期点検整備の確実な実施や故障原因の分析、対策の実施により車両故障の削減に取り組み、安全性の更なる向上に努めます。

輸送の安全に関する目標	目標値
有責事故件数及び車両故障件数について、削減に取り組む	<有責事故件数> 交通事故 591件(平成23年度657件の10%減) 構内事故 182件(平成23年度202件の10%減)
	<車両故障件数> 54件(平成23年度60件の10%減)



4 市バス事業

4-2 安全性向上のための取組み

交通局では、輸送の安全性の向上を目指し、研修や訓練による職員の能力向上、安全のための施設の整備などに積極的に取り組んでいます。

教育・訓練

○年間を通じ、助役、乗務員、技術員等に対し様々な研修を実施しています。  
机上での研修だけでなく、実践的な研修等にも積極的に取り組んでいます。  
平成24年度も同様に取り組んでいきます。

具体的な研修の実績については  
巻末資料2をご覧ください。



乗務員による  
バリアフリー体験実習



OB職員による技術職場への巡回教育

○水防訓練（6月）や年末年始安全総点検時（12月～1月）に各種の訓練を行い、非常時においても冷静に、手順どおり対応できるよう態勢を整えています。  
平成24年度も同様に取り組んでいきます。



水防訓練でのけん引訓練

年末年始安全総点検時の訓練



乗客の避難誘導訓練



タイヤ交換訓練



消火訓練

4 市バス事業

教育・訓練

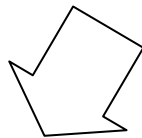
○研修用車両に導入した『運転技能自動評価システム』により、運転士の運転行動を自動的に評価し、運転特性を把握して指導に活用しています。



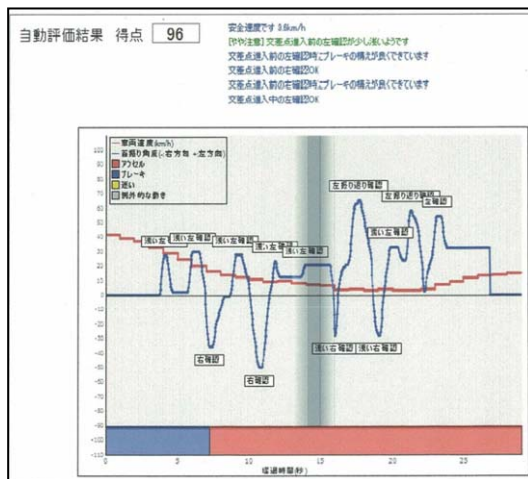
運転士の挙動を計測するための無線ジャイロセンサ（帽子と右足に1個ずつ）

車両の現在位置計測用GPS受信機

車両の挙動計測用無線ジャイロセンサ



運転技能を自動評価してグラフ化します



各種指標を評価して運転技能を診断します

運転技能診断結果票	
安全速度・一時停止 達成度	
速度	95%
一時停止	**
概ね、速度を落とすことができている。予防安全の観点からも、望ましい運転といえます。	
左方向安全確認 達成度	
確認の深さ	98%
タイミング	100%
確認時間	100%
全体的に、左確認がとも良くできています	
右方向安全確認 達成度	
確認の深さ	72%
タイミング	90%
確認時間	91%
確認はしていますが、やや確認が浅いこともあるようです。あと少しの目視確認を心がけてください。	
担当者コメント	
総合評価	A 良好な運転です
E D C B A	
30 50 70 85	

4 市バス事業

法令・ルール遵守のために

○日々の業務の中で、点呼でのアルコールチェックや車両の点検を行い、法令遵守の徹底と安全運行の確保に努めています。その他、役職者による職場の巡回、車両への添乗などを通じ、基本動作の実施を徹底するよう促しています。



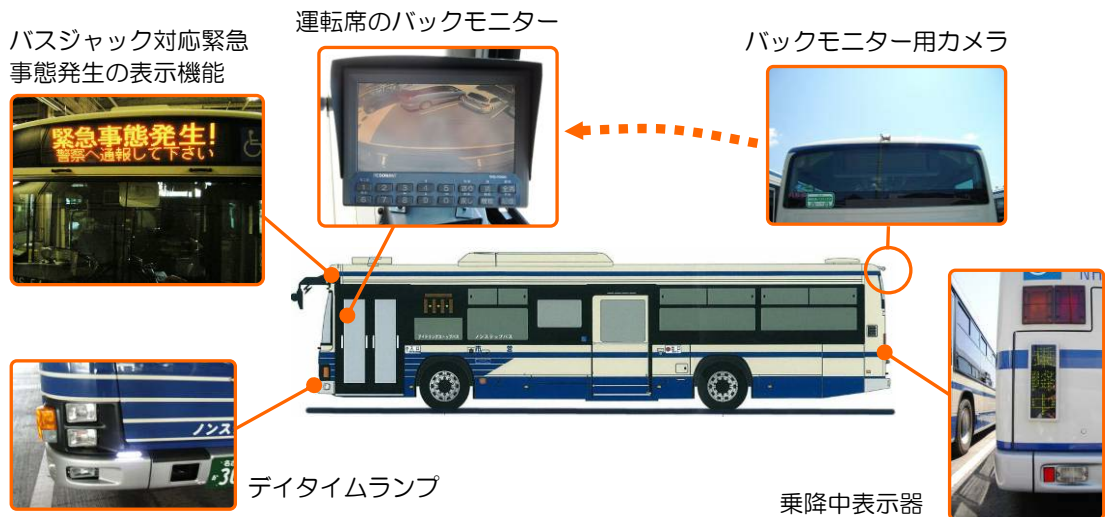
点呼でのアルコールチェック

乗務前の車両点検



安全のための設備

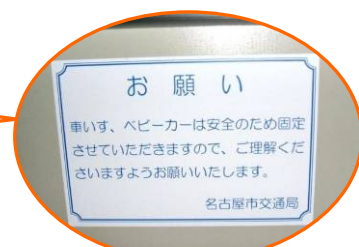
○バス車両更新の際には、下記のような様々な安全設備を装備した車両を導入しています。平成24年度は2両導入する計画です。



○車イスのお客様やベビーカーご利用のお客様の安全確保のため、固定させていただくことをステッカーでお知らせしています。平成23年度中に必要な車両全てに貼付を行いました。



ステッカー貼り付け位置



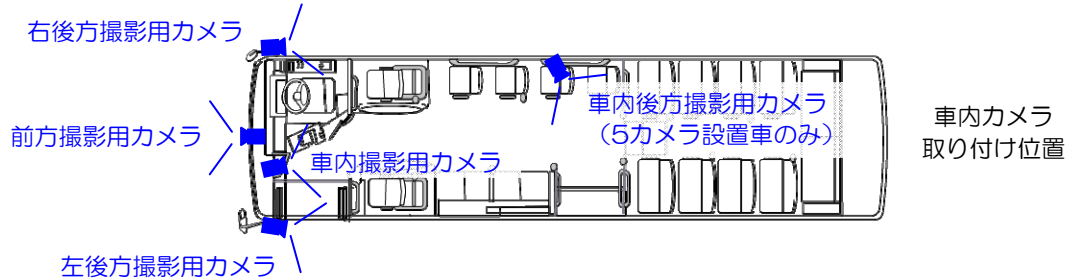
ステッカー



4 市バス事業

安全のための設備

○平成20年度以降、デジタルタコグラフ付ドライブレコーダーを順次導入し、平成24年度中に全車両への導入を完了します。また、従来4カメラでしたが、平成22年度導入の車両から、車内後方をより鮮明に記録するため5カメラとしています。

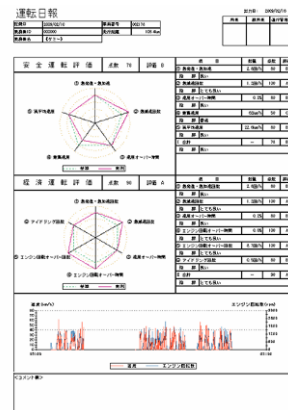


ドライブレコーダー映像の解析



事故発生時や、ヒヤリ・ハットなどの映像を収集し、乗務員の指導等に活用しています。

デジタルタコグラフのデータによる運転日報



運転日報により、乗務員は自らの運転操作を客観的に振り返り、一層の安全運転とエコドライブに努めています。

※ドライブレコーダーで収集した映像は、名古屋市情報あんしん条例に基づき、適正に管理、運用しております。

○猪高営業所のコンクリートブロック塀が地震などで倒壊しないようフェンスに建て替えました。平成24年度は中村公園バスターミナルなど3か所で建て替えを行う計画です。



平成23年度は、安全対策に約16億円を投資しました。

4 市バス事業

4-3 自動車事故報告規則第2条に規定する事故等の件数

平成23年度に国土交通省令（自動車事故報告規則）に基づき国土交通省へ届け出た事故等の件数は110件でした。

事故の内容	根拠規定	件数
死者又は重傷者の発生	第3号	8件 (全て重傷者)
操縦装置、乗降扉の不適切な操作による負傷者の発生	第7号	40件
乗務員の疾病による運行中止	第9号	1件
車両装置の故障による運行中止	第11号	61件
合 計		110件

※根拠規定は、平成21年11月20日国土交通省令第65号による

4 市バス事業

【行政処分について】

国土交通省へ届出すべき事故に対する自動車事故報告書の提出漏れのほか、営業運行中における速度違反での検挙、バス専用レーンの逆走、免許失効での営業運行、職員による薬物所持などが発生したため、平成23年10月に中部運輸局による立入監査を受けました。

立入監査の結果、道路運送法、自動車事故報告規則(国土交通省令)等に違反する事実が確認されたことから、平成24年2月7日付で次のように行政処分を受けました。

違反内容

- ①自動車事故報告規則に該当する事故を報告していなかったこと\*。(全営業所)  
 ※ お客さまが、車内事故で11日以上医師の治療を要する傷害を受けた場合等には、国土交通省への届出を行うこととされていますが、初診時の診断書のみにより判断していたため、その後、治療期間が11日以上になったケースの把握を十分行わないまま事故処理を終えてしまったため、国への報告を怠ったものです。
- ②主として運行する路線の状態及びこれに対処することができる運転技術並びに法令に定める自動車の運転に関する事項について、運転者に対する指導監督が不適切であったこと。(一部営業所)

処分内容

上記① 上記② (以前にも該当した営業所) に対して	事業用自動車の使用停止 (合計 210日車)
上記② (今回のみ該当した営業所) に対して	警告

再発防止策

事故報告書の様式を見直すとともに、保険会社との連携を強化し、負傷されたお客様の治療状況の追跡調査を行う体制を構築しました。また、コンプライアンス意識の向上を図るため、幹部職員及びバスの事故処理に従事する職員に対しては外部講師により、全職場の全ての職員に対しては所属長により、コンプライアンス研修を実施しました。



5 地下鉄事業

5-1 輸送の安全に関する目標

5-1-1 平成23年度の目標と実績

平成23年度に定めた輸送の安全に関する目標と実績は次のとおりです。

輸送の安全に関する目標	目標値	実績
当局の責任によって生じる運転事故、 営業事故及び輸送障害をゼロにする	0件 前年度比 -3件	4件 運転事故 3件 営業事故 1件 輸送障害 0件

【運転事故】

- ・列車の扉を閉める際に、降車中のお客さまが扉に接触し、転倒して負傷したもの(3件)
  - お客さまの動向確認の徹底と、余裕を持った閉扉操作を行うよう、全乗務員に対して点呼時等に指導しました。

【営業事故】

- ・通常下り運転をしているエスカレーターを、保守作業に伴い上り運転に切り替えていたところ、目の不自由なお客さまが切り替え運転に気付かず進入し、転倒して負傷したものの(1件)
  - 保守作業の際には必要に応じて、運転方向の切り替えのお知らせを掲示するとともに、誘導員の配置や音声案内を実施することとしました。

5-1-2 平成24年度の目標

平成24年度は、引き続き当局の責任によって生じる運転事故、営業事故及び輸送障害をゼロにすることを目標としました。

今後も安全重点施策及び計画を着実に実施するとともに、事故等の再発防止や予防措置を徹底し、更なる安全性の向上に努めます。

輸送の安全に関する目標	目標値
当局の責任によって生じる運転事故、営業事故 及び輸送障害をゼロにする	0件

5 地下鉄事業

5-2 安全性向上のための取組み

交通局では、輸送の安全性の向上を目指し、研修や訓練による職員の能力向上、安全のための施設の整備などに積極的に取り組んでいます。

教育・訓練

○年間を通じ、助役、乗務員、駅務員、技術員等に対し、様々な研修を実施しています。机上での研修だけでなく、実践的な研修等にも積極的に取り組んでいます。平成24年度も同様に取り組んでいきます。



バリアフリー体験実習

具体的な研修の実績については巻末資料2をご覧ください。

○警察や消防、市内の他鉄道事業者などの関係機関と合同訓練等を実施しています。



警察との合同訓練



止水板立上げ訓練（水防訓練）

○梅雨や台風シーズンを前に水防訓練を実施しています（5～6月）。また、9月には「なごや市民総ぐるみ防災訓練」の一環として防災訓練を実施し、災害に備えています。



防潮扉閉鎖訓練（水防訓練）



乗客避難誘導訓練（防災訓練）



さすまたを使用した防犯訓練

○年末年始安全総点検などの機会に、局内の各部門が連携した訓練を実施しています。地震により脱線した車両から「①お客さまを避難誘導する訓練」「②脱線車両をレールに復旧する訓練」「③復旧した列車を救援車両に連結し走行する訓練（併結推進訓練）」を一連の流れで総合的に訓練しています。



乗客避難誘導訓練



脱線復旧訓練



併結推進訓練

平成24年度も同様に取り組んでいきます。

5 地下鉄事業

法令・ルール遵守のために



点呼



アルコールチェック

毎日の業務で、出勤時・退勤時に点呼を行っています。その際、アルコール検知器による点検を行い、飲酒運転の根絶に取り組んでいます。

その他、役職者による職場巡回、列車への添乗などを通じ、基本動作の実施を徹底するよう促しています。

安全のための設備

○平成23年7月末までに、桜通線全駅で可動式ホーム柵の使用を開始しました。平成27年度までに東山線全駅の使用開始に向け、車両の改造や更新を進めています。また、名城・名港線についても平成32年度までに整備を計画しています。



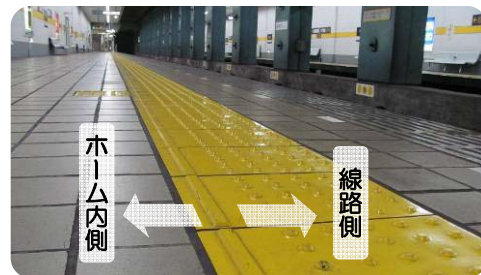
桜通線の可動式ホーム柵



N3000形

○鶴舞線の3000形車両を更新し、新型車両(N3000形)を平成23年度、平成24年度に各1編成導入しました。最新の技術導入により、一層の省エネルギーを実現しているほか、バリアフリー、火災対策、安全対策などに配慮した車両としました。今後、平成27年度までに、3編成を導入していきます。

○視覚障害者がホーム縁端部から転落することを防ぐため、点状ブロックをホームに設置しています。現在、ホームの内側と線路側を判別できる内方線の整備を順次進めており、平成24年度は鶴舞線3駅、名城線2駅で整備を行う計画です。



内方線 →



5 地下鉄事業

安全のための設備

○カーブ駅など見通しの悪い駅で、車掌がホーム監視を確実にできるよう設置しているITVモニタについて、更新や設置位置の改善を進めています。  
平成24年度は、名港線1駅で更新を、鶴舞線2駅で設置位置の改善を行います。



ITVモニタの設置位置の改善



運転士用確認ミラーの設置

○列車への乗降中にお客さまが扉にはさまれる事故(扉挟撃)の防止策として、運転士用確認ミラーをホームに設置しています。  
平成23年度中に43駅73か所に設置を行い、必要な箇所全てに設置を完了しました。

その他、地下鉄車両の安全性をより高めるため

- ・運転士異常時列車停止装置の設置
  - ・運転状況記録装置の設置
- に関する車両の改造工事を順次進めています。

平成23年度は、安全対策に約54億円を投資しました。

5 地下鉄事業

5-3 中部運輸局へ届け出た事故等について

平成23年度に中部運輸局へ届け出た事故等の件数は9件でした。

内訳	{	鉄道運転事故：3件（うち当局の責任によるもの 0件）
		輸 送 障 害：6件（うち当局の責任によるもの 0件）
		インシデント：0件

概要は以下のとおりです。

【鉄道運転事故】 3件（全て鉄道人身障害事故）

- ・軌道内に誤って転落したお客さまが列車に接触し、負傷したもの（1件）
- ・軌道内に侵入したお客さまが列車に接触し、死亡したもの※（2件）  
（※ 自殺と断定されなかったため鉄道人身障害事故扱いとなったもの）

【輸 送 障 害】 6件

- ・自殺目的で軌道内に侵入したお客さまが列車に接触し、負傷又は死亡したことにより列車が運休又は30分以上遅延したもの（5件：負傷1件 死亡4件）
- ・台風接近に伴う列車遅延（1件）

【インシデント】 0件

鉄道運転事故：列車衝突事故、列車脱線事故、列車火災事故、鉄道物損事故、鉄道人身障害事故（自殺、列車に乗降する際のもの、非常制動によるもの等を除く）  
など

輸 送 障 害：鉄道運転事故以外で、列車に運休又は30分以上の遅延が生じた事態

インシデント：鉄道運転事故が発生するおそれがあると認められる事態

6 輸送の安全に関する内部監査

平成23年10月18日から11月4日まで、幹部職員や本庁関係各課を対象として内部監査を実施しました。

指摘、指導事項とそれらに対する処置は下表のとおりです。

【指摘事項 2件】

	指摘事項	改善内容
市バス事業	ヒヤリ・ハット情報の収集活動の未実施	所属での教育訓練等でヒヤリ・ハット情報の収集及び活用を実施
	国への事故報告が漏れていたこと	事故報告書様式等の見直し及び保険会社との連携強化による追跡調査の徹底

【指導事項 9件】

	指導事項	改善内容
市バス事業	教育・訓練の計画、記録を適切に安全統括管理者へ報告すること（2件）	教育訓練計画及び実施記録を安全統括管理者へ報告
	免許証の有効期限確認の実施状況をしっかり把握すること	乗務員運転免許証確認表（四半期）、更新者報告（毎月）による報告を義務付け
	職場内研修の報告内容を充実させ、有効に活用すること	職場内研修の報告様式の見直し（所属長意見欄の追加）
	職場の目標ポスターの掲示を適切に行うこと	「職場の目標」ポスターを適切な位置へ再掲示
地下鉄事業	収集方法等を工夫し、ヒヤリ・ハット情報の一層の収集を図ること（3件）	個人面談等の機会を活用した収集、数値目標の設定、説明会などを実施
	安全方針の掲示を適切に行うこと	「安全方針」を適切な位置へ再掲示



内部監査の様子

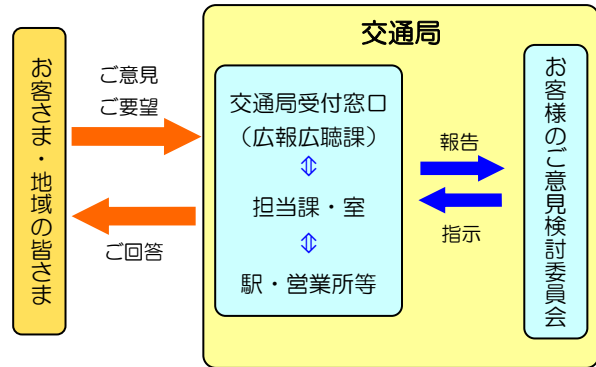


7 お客さま・地域の皆さまとの連携

7-1 お客さまの声

お客さま・地域の皆さまからのご意見・ご要望等は、電子メールをはじめ、電話、文書、面接等によりいただいております。できる限り速やかに対応するよう努めています。

さらに、交通局長をはじめとした役職者で構成する「お客様のご意見検討委員会」を開催し、お客さまからいただいたご意見・ご要望を交通局の経営資源として事業運営に反映させています。



7-2 地域の皆さまとの連携

交通局では、地域の皆さまとの連携活動を重要な取組みと位置付け、次のような活動を進めています。

地域住民参加型地下鉄防災訓練

地域の皆さまに参加していただく地下鉄防災訓練を実施しています。列車内の火災を想定し、お客さまの避難誘導訓練、水消火器による初期消火訓練、AEDの取扱い訓練などを地域の皆さまに体験していただきました。平成23年度は訓練を5回行い、約100名にご参加いただきました。



こども110番の駅・営業所

地域ぐるみで子どもを犯罪被害から守るため、「こども110番の駅」・「こども110番の営業所」の取組みを積極的に実施しています。

地下鉄全路線全駅の駅長室と、市バス全営業所にそれぞれステッカーを掲示し、助けを求めてきた子どもたちを保護したり、110番通報を行うなど、子どもたちの安全確保に努めています。



出張トーク

出張トークは、市営交通事業のことをもっと知っていただき、ご意見をいただくため、交通局職員が地域団体の会合(区政協力委員会、地域女性団体連絡協議会)に出向いて開催する講座です。平成23年度は計54回開催しました。

市営交通懇談会

市内全16区において、地域の代表の方々にご参加いただき、市営交通懇談会を開催しています。より利便性の高い、ご利用いただきやすい市バス・地下鉄とするため、皆さまからの声を広くお聞きしています。

7 お客さま・地域の皆さまとの連携

7-3 交通局からご利用の皆さまへのお願い

交通局ではお客さまに市バス・地下鉄を安心、安全、快適にご利用いただくために全力を尽くしてまいります。お客さまご自身のお怪我などを未然に防ぐためにも以下のことについてご協力をお願いします。

**車内事故防止のため、吊革や握り棒をご利用ください**

走行中は、やむを得ず急停止することがありますので、吊革や握り棒などにつかまり、車内事故防止にご協力ください。

**降車の際は扉が開いてから席をお立ち願います**

バスが動いているうちは危険ですので、席を移動したりお立ちにならないようお願いいたします。また、お降りの際は、扉が開いてから席をお立ち下さるようお願いいたします。

**エスカレーターは立ち止まってご利用ください**



エスカレーターを歩いたり走ったりすると、他のお客さまとの接触や転倒、振動・衝撃による急停止などの原因となるので大変危険です。黄色い枠線内に立ち止まり、手すりをしっかりと持って前のお客さまとの間隔を空けてご利用ください。

**駆け込み乗車は大変危険です**

扉に挟まれるなど思わぬケガのもとになります。扉が閉まりかけましたら、次の電車をお待ちいただくようお願いいたします。



**乗車マナーをお守りください**

全てのお客さまに快適にご利用いただくため、市バス・地下鉄車内での携帯電話での通話や、飲食などはご遠慮ください。また、優先席付近では携帯電話のスイッチをお切りください。

# 卷 末 資 料

## 平成 23 年度 安全重点施策及び計画（自動車運送事業）

## 1 安全最優先意識の徹底及び関係法令・規則等の遵守

- ① 厳正な点呼、職場内研修等により、職員の飲酒に対する意識改革を促し、公私に亘る飲酒運転を根絶する。
- ② 運転操作、点検等業務における基本動作・手順の実施を徹底する。特に車内事故防止のため着座確認を徹底するとともに、添乗等により定期的に実施状況を確認する。また、ドライブレコーダーのデータを活用して、常に先を見通したアクセル・ブレーキ操作を徹底し、より一層安全性の向上に取り組む。
- ③ 全乗務員の運転記録証明書を取得することで、交通法規の遵守を徹底するとともに、乗務員の安全意識を高める。
- ④ 定期点検、修理等整備をマニュアルに定められた手順に従って確実に実施し、車両火災、タイヤ・ホイール脱落等の事故・故障の発生を防止する。
- ⑤ 連続無事故（100 万キロ、その後は 50 万キロ毎）達成を各職場における目標とすることで、職場全体の安全風土を醸成する。また、組別連続無事故についても表彰することで、連続無事故目標達成へのモチベーション向上を図る。
- ⑥ 連続路上故障ゼロ（150 万キロ又は 150 日）達成を各職場における目標とすることで、職場全体の安全風土を醸成する。さらに（300 万キロ又は 300 日）を新たな目標とし表彰することで、連続路上故障ゼロ目標達成へのモチベーション向上を図る。

## 2 安全対策設備等の積極的かつ効率的な整備

- ① エンジン始動不良の主因となる、バッテリー、スタータ、発電機等の故障防止のための予防整備を進める。
- ② バス車両の更新にあたっては、バックモニター、乗降中表示器、バスジャック対応の緊急事態発生表示機能、坂路発進補助装置（MT 車）、車内確認用補助ミラー及びデイトイムランプを全車に装備する。
- ③ 事故防止等に活用するため、デジタルタコグラフ付ドライブレコーダーを平成 24 年度までに全車両に導入する。23 年度は 250 台を導入する。また、新規導入機器については、これまでの 4 カメラから車内後方を鮮明に記録するため 5 カメラとする。
- ④ 車いすご利用のお客様の安全確保を確実に図るため、「車いすご利用のお客様へのお願い」のステッカーを車内に貼付する。

## 3 安全に関する取組みの継続的改善

- ① 内部監査員の能力向上、監査対象・頻度の見直しなど、内部監査機能の充実を図る。
- ② 安全に関する取組みの職員への理解度・浸透度を継続的に把握するためのアンケート調査を実施する。

## 4 安全に関する情報の的確・迅速な伝達及び共有

- ① 安全方針、安全重点施策及び計画等の安全に関する取組みについて、各種会議を通じた的確・迅速に伝達し局全体での情報の共有を図る。
- ② 事故、故障及びヒヤリ・ハット等の安全に関する情報の収集をさらに進め、正確かつ迅速に伝達する。また、自動車部は安全監理課と連携して、「なぜなぜ分析」等の分析手法を活用し、原因分析の深度化を図り、事故防止に取り組む。
- ③ 職場巡回、意見交換等を計画的に実施し、各所属における取組状況及び課題を把握する。
- ④ 局内 HP やビデオメッセージ等の情報媒体を活用し、安全に関する各種情報等を局内に迅速・的確に発信する。

## 5 安全に関する効果的な教育・訓練の実施

- ① 安全監理課は、管理職員に対し安全管理体制を推進するための研修を実施する。
- ② 人事課は、乗務員、技術職員のキャリア等に応じた知識、技能を向上させるための研修をより効果的に実施する。
- ③ 人事課、自動車運転課及び営業所は、乗務員に対する個別指導を行い、安全運転に関する知識、技能を修得させ、事故の再発を防止する。
- ④ 自動車運転課は、事故防止・サービス向上研究会において営業所の運行管理者等に対し安全管理体制に関する知識を向上させるため、外部講師による研修を実施する。
- ⑤ 自動車運転課と営業所は、緊急時の連絡・初動態勢が確実に機能するように、また、職制が不在の時も、初動マニュアルに即した対応が行えるように、日頃から緊急時における職員の役割分担や連絡態勢を確認するとともに、地震、風水害、バスジャック等の非常時に備える実践的な訓練を定期的を実施する。  
自動車運転課と営業所は、実施した訓練の効果・課題を検証し、これを踏まえて内容の見直しを図る。
- ⑥ 営業所は、安全に関する教育・訓練の年間計画を策定し、これに基づき業務習得を実施する。自動車運転課は全営業所の事故の形態と原因を分析し、その結果に基づき事故削減に向けて各営業所において共通して重点的に取り組むべき教育事項を選定し、これを営業所の業務習得に反映させる。  
営業所は事故の形態と原因を分析するとともに、業務習得において実施した事故防止教育の内容と効果を検証し、その結果を踏まえて教育内容を見直し業務習得に反映させる。  
自動車運転課、自動車車両課、人事課、営業所は相互に連携して業務習得の充実を図る。  
自動車運転課及び自動車車両課は、事故・故障削減の取り組みの効果を検証し必要な見直しを図るとともに、有効な取り組みについてはさらに重点的に推進する。
- ⑦ 自動車車両課は路上故障の発生状況を把握し、原因を分析した上で教育計画を策定し、実施する。自動車工場は、車両整備業務を熟知したOB職員を活用し、営業所整備係の巡回教育を実施し、経験の浅い職員の技術の習熟度向上を図る。
- ⑧ 営業所は、乗務員に対する運転者適性診断を計画的に実施し、カウンセリングを通じて運転事故を予防する。また、60歳以上の乗務員には、適齢診断を受診させ、自らの認知・処理機能、視覚機能などの生理面における個人の特性を把握し、指導に役立てる。
- ⑨ 営業所は、事故防止のためデジタルタコグラフ付ドライブレコーダーによる映像や運転日報を分析し、乗務員への教育・指導に効果的に活用する。
- ⑩ 自動車運転課は、乗務員の技能及び知識の向上を目的として、バス運転士の技能競技会を実施する。自動車車両課は、技術改善職場コンクールを実施し、技術改善に対する職員のモチベーションを向上させる。

## 平成 23 年度 安全重点施策及び計画（高速度鉄道事業）

### 1 安全最優先意識の徹底及び関係法令・規則等の遵守

- ① 厳正な点呼、職場内研修等により、職員の飲酒に対する意識改革を促し、公私に亘る飲酒運転を根絶する。
- ② 指差確認称呼、点検等業務における基本動作・手順を確実に実施する。
- ③ 駆け込み乗車の禁止、エスカレーターの安全利用の促進など、お客様への積極的な働きかけを通して安全意識を高める。
- ④ 各所属、「過走ゼロ 150 日」の達成を目指し、連続無事故達成コンクールにおいて目標を達成した所属を表彰することで、モチベーション向上を図る。

### 2 安全対策設備等の積極的かつ効率的な整備

- ① 安全に配慮する重点的な投資として、桜通線の既設駅 12 駅の可動式ホーム柵の整備を進める。また、東山線については平成 27 年度整備を目指し、車両改造及び車両更新を進める。
- ② 運転状況記録装置及び発報信号設備の設置を行う。
- ③ 地下鉄駅ホームの安全対策として、車掌監視用 ITV モニタの更新をすすめる。
- ④ 大雨時の浸水対策の改善として、駅出入口の止水対策設備の改修をすすめる。
- ⑤ 地下鉄駅ホームの安全対策として、運転士確認ミラーの整備をすすめる。

### 3 安全に関する取組みの継続的改善

- ① 内部監査員の能力向上、監査対象・頻度の見直しなど、内部監査機能の充実を図る。
- ② 安全に関する取組みの職員への理解度・浸透度を継続的に把握するためのアンケート調査を実施する。

### 4 安全に関する情報の的確・迅速な伝達及び共有

- ① 安全方針、安全重点施策及び計画等の安全に関する取組みについて、各種会議を通じた的確・迅速に伝達し、局全体での情報の共有を図る。
- ② 事故、故障及びヒヤリ・ハット等の安全に関する情報の収集をさらに進め、正確かつ迅速に伝達する。また、各部署は安全監理課と連携して「なぜなぜ分析」等の分析手法を活用し、原因分析の深度化を図り、事故・故障防止に取り組む。
- ③ 職場巡回、意見交換等を計画的に実施し、各所属における取組状況及び課題を把握する。
- ④ 局内 HP やビデオメッセージ等の情報媒体を活用し、安全に関する各種情報等を局内に迅速・的確に発信する。

### 5 安全に関する効果的な教育・訓練の実施

- ① 安全監理課は、管理職員に対し安全管理体制を推進するための研修を実施する。
- ② 人事課は、運転士、車掌、駅務員、技術職員のキャリアに応じた知識・技能を向上させるための研修をより効果的に実施する。
- ③ 電車部、施設部及び車両電気部は、地震、豪雨、テロ対策等の非常時訓練を計画的に実施し、緊急時における本庁・現場双方が的確・迅速に機能する体制を整備する。
- ④ 電車部、施設部及び車両電気部の各公所は、輸送の安全性向上のため年間計画を策定し、講習、添乗の通常訓練、技能試験や施設・車両に関する定期訓練など、実践的な教育・訓練を実施する。
- ⑤ 電車部、施設部及び車両電気部は、地下鉄事故等調査検討部会及びヒヤリ・ハット会議において確認された課題等を教育・訓練に活用し、技能・業務知識の向上を図る。
- ⑥ 電車部は、火災発生を想定し、市民と連携した実践的な避難誘導訓練を実施する。
- ⑦ 施設部、車両電気部は、車両、大型保守用機械の多様な脱線状況を想定した実践的な脱線復旧訓練を実施する。



- ⑧ 人事課は、高圧・特別高圧、低圧電気取扱者特別教育を実施し、事故防止及び安全知識の向上を図る。
- ⑨ 電車部は、地下鉄技能競技会を実施し、乗務員の知識及び技能を向上させる。また、施設部、車両電気部は、技術改善職場コンクールを実施し、技術改善に対する職員のモチベーションを向上させる。

## 平成 24 年度 安全重点施策及び計画（自動車運送事業）

### 1 安全最優先意識の徹底及び関係法令・規則等の遵守

- ① 職場内研修、点呼等、あらゆる機会を捉えて、法令、規則等のルール、手順を確実に守ることを徹底するとともに、その実施状況を確認する。
- ② 運転操作における基本動作・手順の実施を徹底する。特に車内事故防止のため着座確認を徹底するとともに、添乗等により定期的に実施状況を確認する。また、ドライブレコーダーのデータを活用して、常に先を見通したアクセル・ブレーキ操作を徹底し、より一層の安全性の向上に取り組む。
- ③ 定期点検、修理等整備をマニュアルに定められた手順に従って確実に実施し、車両火災、タイヤ・ホール脱落等の事故・故障の発生を防止する。
- ④ 事故発生状況及び軽油使用量削減率をもとに、最優秀及び優秀営業所を表彰することにより安全性の向上に取り組む。
- ⑤ 年度内車両故障件数及び連続路上故障ゼロ継続キロ又は日数の目標を各職場で定め取り組むことにより、職場全体の安全風土を醸成する。

### 2 安全対策設備等の積極的かつ効率的な整備

- ① エンジン始動不良の主因となる、バッテリー、スタータ、発電機等の故障防止のための予防整備を進める。また、エンジン始動不良以外の故障も含め、同様の故障を繰り返し発生させないよう故障の原因を追求し、効果的な対策を検討し実施する。
- ② バス車両の更新にあたっては、バックモニター、乗降中表示器、バスジャック対応の緊急事態発生表示機能、坂路発進補助装置（MT 車）、車内確認用補助ミラー及びデイトイムランプを全車に装備する。
- ③ 事故防止等に活用するため、デジタルタコグラフ付ドライブレコーダーを平成 24 年度までに全車両に導入する。（24 年度 256 台の導入で完了）
- ④ 営業所施設の耐震改修、コンクリートブロック塀の建て替えなど、地震・災害対策を行う。

### 3 安全に関する取組みの継続的改善

- ① 内部監査により、関係法令・規則等が確実に守られていること、ルール・手順の目的や根拠を理解し適切に運用されていることを重点的に確認する。
- ② 職員に対し、安全意識の浸透度に関するアンケート調査を実施し、安全に関する取組みの理解度、定着度を継続的に管理する。

### 4 安全に関する情報の的確・迅速な伝達及び共有

- ① 安全方針、安全重点施策及び計画等の安全に関する取組みについて、各種会議を通じ、また、情報媒体を活用して的確・迅速に伝達し局全体での情報の共有を図る。
- ② 事故、故障及びヒヤリ・ハット等の安全に関する情報の収集をさらに進め、正確かつ迅速に伝達する。また、自動車部は安全監理課と連携して「なぜなぜ分析」等の分析手法を活用し、原因分析の深度化を図り、事故・故障防止に取り組む。
- ③ 職場巡回、意見交換等を計画的に実施し、各所属における取組状況を確認し、積極的なコミュニケーションを図る。

### 5 安全に関する効果的な教育・訓練の実施

- ① 総務部は、管理職員、運輸職員、技術職員に対し、職責やキャリアに応じた知識、技能を向上させるための研修を実施する。
- ② 人事課、自動車運転課及び営業所は、乗務員に対する個別指導を行い、安全運転に関する知識、技能を修得させ、事故の再発を防止する。

- ③ 自動車運転課は、事故防止・サービス向上研究会において営業所の運行管理者等に対し安全管理体制に関する知識を向上させるため、外部講師による研修を実施する。
- ④ 自動車運転課と営業所は、緊急時の連絡・初動態勢が確実に機能するように、また、職制が不在の時も、初動マニュアルに即した対応が行えるように、日頃から緊急時における職員の役割分担や連絡態勢を確認するとともに、地震、風水害、バスジャック等の非常時に備える実践的な訓練を定期的実施する。  
自動車運転課と営業所は、実施した訓練の効果・課題を検証し、これを踏まえて内容の見直しを図る。
- ⑤ 営業所は、安全に関する教育・訓練の年間計画を策定し、これに基づき業務習得を実施する。  
自動車運転課は、全営業所の事故の形態と原因を分析し、その結果に基づき事故削減に向けて各営業所において共通して重点的に取り組むべき教育事項を選定し、これを営業所の業務習得に反映させる。  
営業所は、事故の形態と原因を分析するとともに、業務習得において実施した事故防止教育の内容と効果を検証し、その結果を踏まえて教育内容を見直し業務習得に反映させる。  
自動車運転課、自動車車両課、人事課及び営業所は相互に連携して業務習得の充実を図る。
- ⑥ 自動車車両課は路上故障の発生状況を把握し、原因を分析した上で教育計画を策定し、実施する。  
自動車工場は、車両整備業務を熟知したOB職員を活用し、営業所整備係の巡回教育を実施し、経験の浅い職員の技術の習熟度向上を図る。
- ⑦ 営業所は、乗務員に対する運転者適性診断を計画的に実施し、カウンセリングを通じて運転事故を予防する。また、60歳以上の乗務員には、適齢診断を受診させ、自らの認知・処理機能、視覚機能などの生理面における個人の特性を把握し、指導に役立てる。
- ⑧ 営業所は、事故防止のためデジタルタコグラフ付ドライブレコーダーによる映像や運転日報を分析し、乗務員への教育・指導に効果的に活用する。
- ⑨ 自動車運転課は、乗務員の技能及び知識の向上を目的として、バス運転士の技能競技会を実施する。自動車車両課は、施設部、車両電気部が実施する技術改善職場コンクールに自動車工場を参加させ、技術改善に対する職員のモチベーションを向上させる。

## 平成 24 年度 安全重点施策及び計画（高速度鉄道事業）

### 1 安全最優先意識の徹底及び関係法令・規則等の遵守

- ① 厳正な点呼、職場内研修等により、職員の飲酒に対する意識改革を促し、公私に亘る飲酒運転を根絶するなど、法令遵守を徹底する。
- ② 指差確認称呼、点検等業務における基本動作・手順を確実に実施する。
- ③ 駆け込み乗車の禁止、エスカレーターの安全利用の促進など、お客様への積極的な働きかけを通して安全意識を高める。
- ④ 各所属、「過走ゼロ 150 日」の達成を目指す。

### 2 安全対策設備等の積極的かつ効率的な整備

- ① 安全に配慮する重点的な投資として、東山線 22 駅の可動式ホーム柵の平成 27 年度整備に向け、車両改造及び車両更新を進める。
- ② 運転状況記録装置、発報信号設備及び運転士異常時列車停止装置の設置を行う。
- ③ 地下鉄駅ホームの安全対策として、車掌用監視 ITV モニタの更新をすすめる。
- ④ 施設の耐震改修、建替えなど、地震対策を行う。
- ⑤ 駅出入口の止水対策設備の改修など、大雨時の水害対策を行う。
- ⑥ 地下鉄駅ホームにおける視覚障害者の転落防止対策として、ホーム縁端部の警告ブロックの内方線の整備をすすめる。
- ⑦ 運転保安設備である ATC 中央装置の更新を行なう。

### 3 安全に関する取組みの継続的改善

- ① 内部監査により、関係法令・規則等が確実に守られていること、ルール・手順の目的や根拠を理解し適切に運用されていることを重点的に確認する。
- ② 職員に対し、安全意識の浸透度に関するアンケート調査を実施し、安全に関する取組みの理解度、定着度を継続的に管理する。

### 4 安全に関する情報の的確・迅速な伝達及び共有

- ① 安全方針、安全重点施策及び計画等の安全に関する取組みについて、各種会議を通じ、また、情報媒体を活用して的確・迅速に伝達し局全体での情報の共有を図る。
- ② 事故、故障及びヒヤリ・ハット等の安全に関する情報の収集をさらに進め、正確かつ迅速に伝達する。また、各部は安全監理課と連携して「なぜなぜ分析」等の分析手法を活用し、原因分析の深度化を図り、事故・故障防止に取り組む。
- ③ 職場巡回、意見交換等を計画的に実施し、各所属における取組状況を確認するとともに、積極的なコミュニケーションを図る。

### 5 安全に関する効果的な教育・訓練の実施

- ① 総務部は、管理職員、運輸職員、技術職員に対し、職責やキャリアに応じた知識・技能を向上させるための研修を実施する。
- ② 電車部、施設部及び車両電気部は、地震、豪雨、テロ対策等の非常時訓練を計画的に実施し、緊急時における本庁・現場双方が的確・迅速に機能する体制を整備する。
- ③ 電車部、施設部及び車両電気部の各公所は、輸送の安全性向上のため年間計画を策定し、講習、添乗の通常訓練、技能試験や施設・車両に関する定期訓練など、実践的な教育・訓練を実施する。
- ④ 電車部は、火災発生を想定し、市民と連携した実践的な避難誘導訓練を実施する。
- ⑤ 電車部は、地下鉄技能競技会を実施し、乗務員の知識及び技能を向上させる。また、施設部・車両電気部は、技術改善職場コンクールを実施し、技術改善に対する職員のモチベーションを向上させる。

## 平成 23 年度 研修実績

## 〔両事業共通〕

	名称	対象者	内容	実績
管理者等	安全マネジメント管理者研修	交通局長以下管理職員	運輸安全マネジメント制度の理解促進と適切な運用	65 名
	幹部職員コンプライアンス研修	交通局長はじめ課長級以上及び一部係長級職員	コンプライアンス意識向上と管理職員としての役割の理解促進	97 名
	内部監査員養成研修	内部監査員養成対象者（課長級）	内部監査の必要性及び監査技術・手法の習得	10 名
	内部監査員スキルアップ研修	内部監査員指名者（課長級）	内部監査技術・手法の習得のための実践的な訓練	24 名

## 〔自動車運送事業〕

	名称	対象者	内容	実績
係長等	安全マネジメント実務者研修	係長級職員及び係員	ヒヤリ・ハット情報の分析手法の習得	26 名
	事故処理及びコンプライアンスに関する実務者研修	係長級職員及び係員	適正な事故処理の推進及びコンプライアンス意識の向上	102 名
助役	助役業務養成研修	助役選考試験合格者	助役として必要な知識及び技能の習得	25 名
	助役 2 年目研修	助役 2 年目	非常時における対応と情報連絡体制の確認	10 名
	キャリアアップ研修	助役 5 年目	助役従事者としての役割と業務処理を学ばせることによる資質の向上	7 名
	ダイヤ実務専門研修	助役	職務上必要なダイヤ作成実務の向上	8 名
	主任助役研修	主任助役	事故や苦情への対応・再発防止策・指導方法等を習得	6 名
	管理者研修	運行管理者等	外部講師による、安全に関する指導者の資質向上を図る研修	6 回
乗務員	バス乗務員 2 年目研修	乗務員 2 年目	職務に必要な知識・技能の再評価・再確認と安全意識の向上	144 名
	フォローアップ研修（乗務員）	若年嘱託職員から一般職員へ採用される者	安全運行、事故防止の知識向上	33 名
	バス乗務員定期研修	2 年目研修終了後 5 年毎	職務に必要な知識・技能の再評価・再確認と安全意識の向上	71 名
	運転実技 1 日体験研修	乗務員 5 年目	外部の専門研修施設での個別指導による運転技術習得	58 名
	バス乗務員実務研修	乗務員 15 年目	体験乗車、運行に関するグループ討議による意識向上	54 名
	再雇用・再任用研修	再雇用及び再任用の任命を受けた者	運転適齢診断と個別カウンセリング等による安全運行の維持	20 名

## 〔自動車運送事業〕

	名称	対象者	内容	実績
乗務員	指導運転士スキルアップ研修	指導運転士 5 年目の乗務員	職員の安全意識向上を目的とした指導方法の習得	33 名
	エコドライブ研修	乗務員	燃料費と二酸化炭素排出量の削減を図りながら、安全な運転操作の向上を図るもの	46 名
	運転事故惹起者研修	1 年以内に事故を複数回発生させた乗務員	実技指導、事故分析、体験乗車等の個別指導	3 名
	運転業務研修	乗務に復帰する乗務員	乗務復帰に対して、運転実技、事故分析等の個別指導	1 名
	運転実技フォロー研修	入局 5 年以内に有責事故を発生させた乗務員	実技指導、事故分析、体験乗車等の個別指導	2 名
	ステップアップ研修	1 年以内に苦情、事故（有責）が合計 3 件に達し、かつ個別指導が必要と認められた乗務員	事故の未然防止方法、基本的な運転操作及び接客等の個別指導	2 名
	業務習得（職場内研修）	乗務員	事件事例等を取り入れた事故防止対策の研修	月 1 回
技術職員	若年嘱託技術員新規採用者研修	新規採用者	交通局職員として必要な心構え・基礎知識・技能を習得	4 名
	2 年目研修（技術員）	2 年目の若年嘱託技術員	交通局職員として必要な心構え・基礎知識の再確認と業務改善手法の習得	7 名
	スキルアップ研修（技術員）	嘱託期間を含み 5 年目の技術職員	交通局職員として必要な心構え・基礎知識の再確認と業務改善手法の習得	8 名
	指導職研修（技術員）	指導職任命の技術職員	仕事の教え方、リーダーシップの発揮方法、業務改善方法、交通局職員として必要な知識の習得	16 名
	助役相当職研修（技術員）	助役相当職任命の技術職員	仕事の教え方、リーダーシップの発揮方法、業務改善方法、交通局職員として必要な知識の習得	7 名
	自動車回送業務安全運転研修	自動車車両関係の技術職員	バス車両回送業務における安全意識の向上	5 名
	KYT 研修	自動車車両関係の技術職員	危険予知活動の趣旨・必要性の理解と事故・公務災害の未然防止手法の習得	4 名
	自動車車両技術専門研修	自動車車両関係の技術職員	バス車両に関する専門技術の習得	28 名
	低圧電気取扱者特別教育	低圧電気を取扱う職員	低圧電気の基礎知識・危険性の理解と安全な取扱方法の習得	5 名



## 〔高速度鉄道事業〕

	名称	対象者	内容	実績
係長等	安全マネジメント実務者研修	係長級職員及び係員	ヒヤリ・ハット情報等の分析手法の習得	59名
助役等	2年目研修	助役・運転士・車掌・駅務員各職2年目	業務知識の再確認と実車を使用した非常時対応訓練	200名
助役	助役養成研修	助役選考試験合格者	助役として必要な知識及び技能の習得	30名
	キャリアアップ研修	助役5年目	運転事故防止教育、異常時訓練など、中堅監督者として必要な知識・技能を習得	29名
乗務員	車掌養成研修	車掌選考試験合格者	車掌としての業務能力を習得	25名
	電車運転業務養成研修	運転業務選考試験合格者	異常時における応急処置、運転業務全般の習得	25名
	スキルアップ研修	電車運転士5年目	ヒューマンエラーの防止、異常時の取扱い等について習得	47名
	ミドル研修	電車運転士10年目	ヒューマンエラーの防止、異常時の取扱い等について習得	28名
	指導運転士研修	指導運転士に任命された運転士	指導者として必要な知識を習得	15名
駅務員	配転駅務員養成研修	バス配転者	バリアフリー対応やAED取扱い講習等を通じた知識、技能の習得	50名
	フォローアップ研修 (駅務員)	若年嘱託職員から一般職員へ採用される者	改めて職員としての心構え及び日常業務の中で必要不可欠な知識・技能を習得	59名
	指導駅務員研修	指導駅務員に任命された駅務員	指導者として必要な知識の習得	20名
技術職員	新規採用者研修 (電車技術部門)	地下鉄部門の新規採用技術職員	電車運転法規、建築施設及び建築設備の概要、鉄道線路・法規、車両一般並びに電気一般の知識・技能を修得	27名
	若年嘱託技術員新規採用者研修	新規採用者	交通局職員として必要な心構え・基礎知識・技能を習得	25名
	2年目研修(技術員)	2年目の若年嘱託技術員	交通局職員として必要な心構え・基礎知識の再確認と業務改善手法の習得	26名
	フォローアップ研修 (技術員)	若年嘱託職員から一般職員へ採用される者	交通局職員として必要な心構え・基礎知識の再確認と業務改善手法の習得	17名

〔高速度鉄道事業〕

	名称	対象者	内容	実績
技術職員	スキルアップ研修 (技術員)	嘱託期間を含み5年目の技術職員	交通局職員として必要な心構え・基礎知識の再確認と業務改善手法の習得	12名
	指導職研修 (技術員)	指導職任命の技術職員	仕事の教え方、リーダーシップの発揮方法、業務改善方法、交通局職員として必要な知識の習得	96名
	助役相当職研修 (技術員)	助役相当職任命の技術職員	仕事の教え方、リーダーシップの発揮方法、業務改善方法、交通局職員として必要な知識の習得	43名
	電車車両技術専門研修	電車車両関係の技術職員	電車車両に関する基本的な知識・原理及び機能の再確認、関連法規、施設等の習熟	90名
	工務技術専門研修	軌道関係の技術職員	軌道の工事及び鉄道構造物の維持管理に必要な知識の習得	52名
	電気技術専門研修	電気関係の技術職員	電気設備の工事及び維持管理に必要な知識の習得	37名
	営繕技術専門研修	建築・設備関係の技術職員	設備機器の工事及び維持管理に必要な知識の習得	123名
	認定鉄道事業者制度に関する業務研修	地下鉄部門の技術職員	制度の理解、設計実務、竣工確認について必要な知識・技能の習得及び維持向上	280名
	KY T研修	地下鉄部門の技術職員	危険予知活動の趣旨・必要性の理解と事故や公務災害の未然防止を図る手法の習得	31名
	低圧電気取扱者特別教育	低圧電気を取扱う職員	低圧電気の基礎知識、危険性、安全な取扱方法等の学科及び実技による習得	76名
高圧・特別高圧電気取扱者特別教育	高圧・特別高圧電気を取扱う職員	高圧・特別高圧電気の基礎知識、危険性、安全な取扱方法等の学科及び実技による習得	204名	



## 安全への取り組みに対するご意見募集

名古屋市交通局の安全への取り組みや安全報告書についてのご意見は  
下記にてお伺いしております。

TEL : (052) 972-3948 FAX : (052) 972-3849

(総務部 安全監理課 安全対策係)

電子メール [goiken@tbcn.city.nagoya.lg.jp](mailto:goiken@tbcn.city.nagoya.lg.jp)

(総務部 広報広聴課 お客さまご意見係)

営業時間 平日 8時45分～17時30分

土曜・日曜・休日・年末年始(12/29～1/3)は休み



みなさまの暮らしとともに おかげさまで90年

名古屋市交通局 市バス・地下鉄 安全報告書

編集発行 名古屋市交通局 総務部 安全監理課

平成24年7月